

土岐市次世代育成支援・女性職員の活躍の推進に 関する特定事業主行動計画

土岐市長

土岐市教育委員会

土岐市議会議長

土岐市選挙管理委員会

土岐市監査委員

土岐市公平委員会

土岐市消防長

平成28年4月1日

土岐市次世代育成支援・女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

1 はじめに

この土岐市次世代育成支援・女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく「特定事業主行動計画」として、土岐市長、土岐市教育委員会、土岐市議会議長、土岐市選挙管理委員会、土岐市監査委員、土岐市公平委員会、土岐市消防長が土岐市職員を対象に策定したものです。

2 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間

3 計画の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に計画の推進を図るため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしています。

4 次世代法に基づく取組内容

4-1 職員の勤務環境に関する事項

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図ります。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。

- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととします。

(2) 子どもの出生時における男性職員の休暇の取得の促進

- ① 子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、すべての男性職員が取得できる子どもが生まれた時の特別休暇(配偶者出産休暇) 2日並びに育児休業について周知を図ります。
- ② 妻の産前産後の期間に、出産に係る子又は上の子(小学校就学前)の養育、育児参加のための5日間の特別休暇を取得できるよう周知を図ります。
また、希望者全員が取得できるよう、職場における環境づくりを行います。

(3) 育児を行う職員への早出遅出勤務の適用

育児を行う職員の公務能率向上のための早出遅出勤務について周知を図ります。

(4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業、育児短時間勤務又は部分休業制度等の周知

- ① 育児休業、育児短時間勤務又は部分休業(以下「育児休業等」という。)に関する資料(育児休業Q&A等)を取りまとめ、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知します。
- ② 育児休業等を取得したい職員が申し出た場合、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行います。
- ③ 育児休業等における経済的な支援措置について周知します。
- ④ 新規採用研修等において、育児休業等の制度説明を行います。

イ 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業等に対する職場の意識改革を進め、取得しやすい雰囲気を作成します。
- ② 育児休業等の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行います。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- 復職に際してOJT研修（On the Job Training：業務を通じて仕事を覚えること。）などで復帰を支援します。

エ 育児休業等に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用

- 部内の人員配置等によって、育児休業又は育児短時間勤務中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度等の活用による適切な代替要員の確保を図ります。

オ その他

- ◎ 以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を、希望者の100%とします。

(5) 超過勤務の縮減

ア 深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

- 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知を図ります。

イ 一斉定時退庁日等の実施

- ① 定時退庁日を設定し、庁内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、職員が退庁できる雰囲気づくりに管理職員が努めます。
- ② 定時退庁ができない職員が多い部署を人事当局が把握し、管理職員への指導を図ります。

ウ 事務の簡素合理化の推進

- ① 定例・恒常的業務については、業務処理におけるマニュアルを作成し、

効率的な事務遂行を図ります。

- ② 新たに行事等を計画・実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討のうえ実施し、併せて既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止します。
- ③ 会議・打合せについては、極力電子メール、電子掲示板の活用を促進します。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発、環境整備等

- ① 超過勤務の上限（年間360時間）を周知徹底します。
 - ② 所属ごとの超過勤務の状況を、人事当局等で把握できるようにし、超過勤務の多い職場の管理職員からのヒヤリングを行ったうえで、注意喚起を行います。
 - ③ 所属ごとの業務量を把握し、適正な人員配置を図ります。
- ◎ 以上のような取組を通じて、各職員の1年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の達成並びに一層の縮減に努めます。

(6) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- ① 計画的な年次休暇の取得促進を図るため、各職場の実情に応じ、取得計画表を作成する等、年次休暇を取得しやすい雰囲気醸成や環境整備を行います。
- ② 会議等の場において、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行います。
- ③ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、相互応援ができる体制を整備します。

イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 週休日とその前後を組み合わせることで年次休暇を取得する連続休暇の促進

を図ります。

- ② 子どもに関わる行事等、家族とのふれあいのための年次休暇の取得促進を図ります。
- ③ 祝日法による休日、夏季休暇及び年末年始の休日とあわせた年次休暇の取得促進を図ります。
- ④ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛に努めます。

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

- 子どもの看護を行う等のための特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員全員が取得できる雰囲気醸成を図ります。

(7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供や意識啓発を行います。

4-2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、子育て支援設備の充実に努めるとともに親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進します。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

スポーツや文化活動等で地域の子育て活動に意欲のある職員については、積極的な参加を奨励します。また、そのような地域貢献活動に職員が参加しやすい環境を作ります。

5 女性活躍推進法に基づく取組内容

5-1 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

女性活躍推進法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

当該課題分析の結果を基に、女性職員の活躍を推進するため、本計画では次の2つの課題について重点的に取り組んでいくこととし、目標を設定しました。

(1) 女性管理職割合について

平成31年度までに、一般行政職の女性管理職の割合を、平成27年度の実績（5.5%）より2.2%以上引き上げ、7.7%以上とします。

※一般行政職の範囲は、行政職給料表（1）を用いる職員で、保育園、幼稚園、消防勤務以外の職員とします。

(2) 男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇について

平成31年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を、平成26年の実績（44%）より16%以上引き上げ、60%以上とします。

5-2 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

5-1で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

(1) 女性管理職割合について

- ① 課長補佐・係長・主任主査の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行います。
- ② 女性職員のみを対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への派遣を積極的に行います。

(2) 男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇について

男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の制度について周知を図ります。

(以上)